

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、母子保健法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	行田市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下(「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は母子保健法第13条の健康診査若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠婦の訪問指導又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付の措置を受けた者又は扶養義務者から徴収する費用に関する事務 ⑪子ども家庭センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	・健康管理システム ・団体内総合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項、別表70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法19条8号省令」) 【情報提供の根拠】 ・番号法19条8号省令 第2条の表95の項、第97条 【情報照会の根拠】 ・番号法19条8号省令 第2条の表80、95の各項、第82条、第97条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども家庭センター
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部こども家庭センター 電話048-579-8033
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

行田市情報セキュリティ基本方針及び行田市情報セキュリティ対策基準を順守している。特定個人情報の記載がある書類については、執務室外に持ち出さないことや保管場所の固定、施錠等管理徹底している。これらの対策から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (2)所象人数 いつの時点の計数か	所長 森原 秀敏 2015/8/1	所長 石川 学 2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成30年9月25日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (2)所象人数 いつの時点の計数か	所長 石川 学 2017/4/1	所長	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (2)所象人数 いつの時点の計数か	所長 2018/4/1	所長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1		事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導	①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務	事後	母子保健情報利活用の本格的運用に伴う変更
令和2年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26、5	事後	母子保健情報利活用の本格的運用に伴う変更
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事務	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事務	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和3年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	行田市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用など	行田市は母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用など	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和4年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (1)部	健康福祉部保健センター	健康福祉部健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 (2)所	所長	課長	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事務	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17	事後	機構改革に伴う変更
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	⑪子育て包括支援センター(母子保健型)の事業の実施に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サー	⑪子ども家庭センターの事業の実施に関する事務 (削除)	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	⑪子ども家庭センターの事業の実施に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サー	⑪子ども家庭センターの事業の実施に関する事務 (削除)	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの利用	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)	・番号法 第9条第1項、別表70の項	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの利用	・番号法 第19条第8号	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署	・番号法第19条第7号及び別表第二の26、5	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部こども家庭センター	事後	機構改革に伴う変更
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17	事後	機構改革に伴う変更
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/11/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/11/1	2024/4/1	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2024/4/1	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2024/4/1	2025/11/1	事後	
令和7年12月17日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載